

地方公共団体と連携し
子育て世帯や地方移住者等の
マイホーム取得を応援！

ずっと固定金利の安心
【フラット35】
地域連携型

【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

海津市

補助金の交付などマイホーム
取得者に対する財政的支援

連携



住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

補助事業名	お問い合わせ先	
海津市若年夫婦・子育て世帯住宅取得等奨励金	総務企画部 企画課	0584-53-1113

※【フラット35】地域連携型をご利用の際は、上記補助事業の最新の受付状況を、地方公共団体にご確認ください。

海津市と住宅金融支援機構は、【フラット35】地域連携型
（子育て支援）と連携しています。
詳細は、フラット35サイトをご確認ください。
www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

フラット35の制度に関する問い合わせは、
カスタマーセンター 0120-0860-35（通話無料）へ
営業時間：9：00～17：00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ（有料）

【フラット35】地域連携型 (子育て支援)

【フラット35】地域連携型(子育て支援)とは、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

■金利引下げメニュー

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援)	当初5年間	年▲0.5%

* 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト (www.flat35.com) でお知らせします。

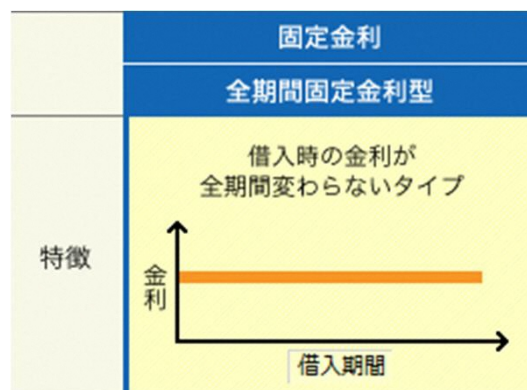
【フラット35】地域連携型(子育て支援)の利用条件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、海津市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

※ 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については海津市へご確認ください。
(お問い合わせ先は裏面を参照。)

●【フラット35】ってなに？

【フラット35】は、全国300以上の金融機関が住宅金融支援機構と連携して扱う、「全期間固定金利型住宅ローン」です。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。